

減量へ分別徹底を 家庭ごみ・事業ごみ搬入料変更に

宮古島市では令和5年度から、ごみの出し方などが一部変更となります。4月1日からはクリーンセンターへの一般家庭ごみ自己搬入方法が変わるほか、市指定ごみ袋に新たに「持ち込みタイプ」が導入されます。出すごみの量が減れば指定ごみ袋の使用量や搬入料金を増え支出が増えるだけでなく、焼却炉への負担も減る結果、ごみの仕分けをすることでごみ焼却量は減り、リサイクルへ回せる資源ごみが増えることにつながります。ごみの減量化のため分別の徹底をお願いします。

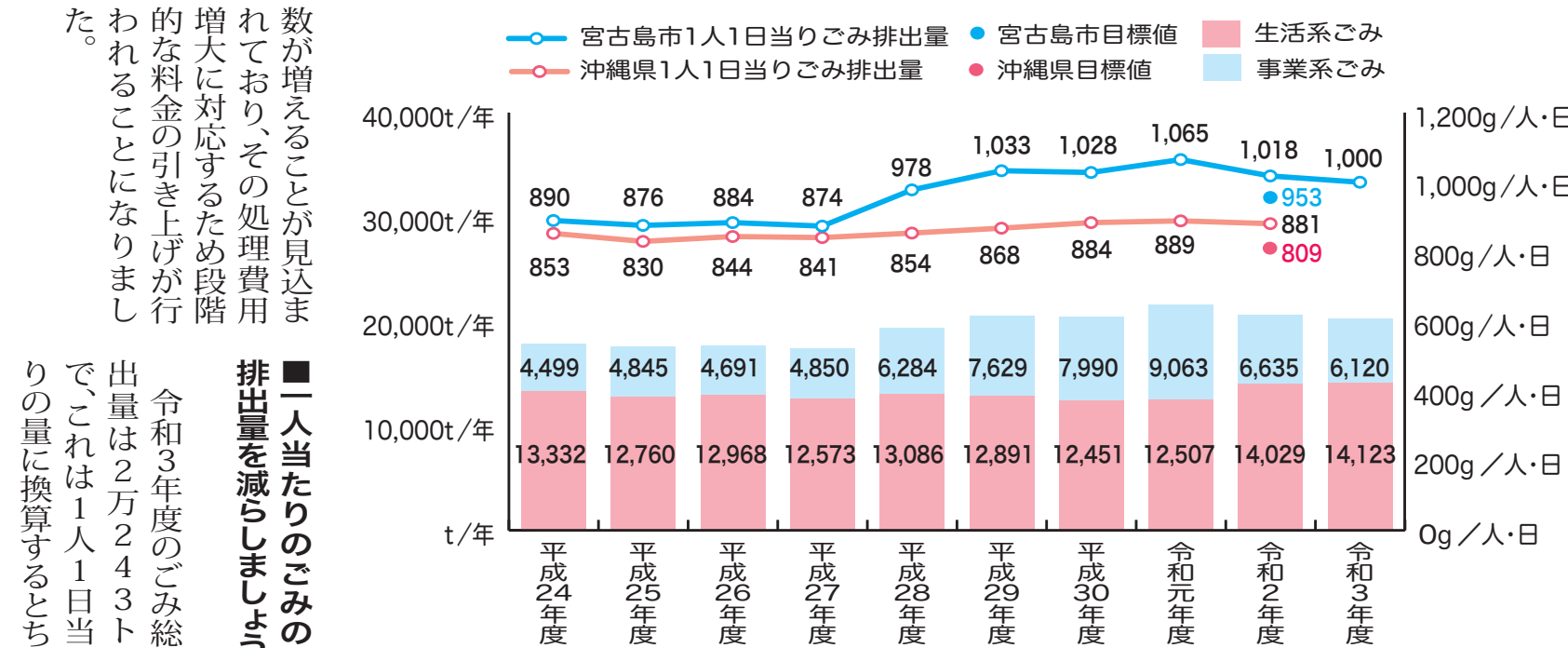
■家庭ごみの自己搬入方法が大きく変わります。当前は従来型のごみ袋と併用して利用していただきます。価格も従来と同じです。
■事業系ごみ搬入料は10月1日から値上げします。事業系ごみの自己搬入料金は現在、10kg当たり40円となっており、10月1日からは50円と引き上げられます。最終的に令和9年度からは80円と引き上げられます。事業系ごみは今後、ホテルや民宿などの建築工事の増加や、入城観光客が増えることが見込まれるため、増大に対応するため段階的な料金の引き上げが行われることになりました。

使いやすいごみ袋に変わります

U字袋は6月頃から販売予定 従来の平袋も通常通り収集します。



宮古島市役所 75-5339



■紙類は資源ごみです。ごみの排出量を種類別にみてみると、可燃ごみが半数を占めています。可燃ごみの内容を詳しく見ると、最も多いのは「紙類」で、次いで「プラスチック」や「合成樹脂・皮革類」が続き、それぞれ約1割を占めています。紙類は資源ごみとして回収されます。紙類を燃やしてしまうと、CO2の排出量が増えるだけでなく、資源も無駄になります。紙類は資源ごみとして分別して回収してください。

燃やせるごみは指定ごみ袋で、粗大ごみは処理券を貼ってごみを減らす工夫をしましょう。きちんと分別しましょう。

ごみの不法投棄・野焼きは犯罪です！



ごみすて Q&A

- Q 資源ごみに「紙類」ってあるけど紙なら何でも出せるの？
A 油やテープやホッチキス(金物)などがついてる場合は収集されませんので、取り除いて出してください。
Q 除湿器が回収されないことがあるがなぜ？
A 冷媒やフロン使用の製品はクリーンセンターでは処理困難物となるため収集することができません。集積所に出す前に冷媒やフロンなど記載がないか確認して出してください。記載されている場合は、衛生施設課までお問い合わせください。
Q 「危険ごみ」と「有害ごみ」の出し方について
A 危険ごみとは割れたガラスや刃物類等です。種類ごとに分別し、新聞紙に包むか透明袋に入れ、「危険」と書いて出してください。有害ごみの蛍光灯については、長いものはヒモで縛ってまとめて、電球及び割れた蛍光灯は透明袋に入れてください。

4月1日からの一般家庭ごみの自己搬入について

今まで可燃ごみや資源ごみは透明袋に分別し、粗大ごみは車両に積んで持ち込み、計量後40円/10キロの処理手数料を払い精算。令和5年4月1日から粗大ごみは、粗大ごみ処理券(有料)を貼り付けて持ち込んでください。可燃ごみ、資源ごみは、市の指定ごみ袋(有料)に分別して持ち込んでください。

Calendar showing collection days for various waste types (Cans, Metals, Hazardous) from April to March. Legend: 第1,3,5週 (Cans), 第2,4,6週 (Metals, Hazardous).

お住まいの地区によって収集日が異なります

Resource guide for waste disposal. Includes instructions for cans, hazardous waste, and recycling. Features icons for various waste types and a 'Recycling' logo. Text: 令和5年度変更点 ミルク缶、お菓子缶の収集は金物の日からカンの日へ変更となりました。【第1・3・5週】飲料缶/缶詰/スプレー缶/ビン/キャップ... 【第2・4・6週】割れた物(新聞紙等で包み、危険ごみへ)...

守ろう! 家庭ごみの出し方四原則 (下記のことを守らない場合、収集しない場合があります)
1. きまったごみ 分別して決められた方法で
2. きまった日時 夜から出さず、指定日の朝8:30までに
3. 自宅の前に 塵芥車が通れる場所は戸別収集
4. きまった数量 45ℓ以下の袋で3袋まで

事業所から出たごみ(事業系ごみ)は収集しません。事業所とは、会社、店舗、事務所、営業所だけでなく学校、官公署などの公共サービス等や非営利の各種団体、個人事業主も含む、事業活動を行うすべての業態を言います。事業活動に伴って生じた廃棄物は自らの責任において適正に処理しなければならないと廃棄物処理法で定められており、事業系ごみ(事業系一般廃棄物)は、事業者が自らクリーンセンターに搬入するか宮古島市の一般廃棄物処理業者と契約し適正に処理していただくことになります。敷地内に住宅と事業所を併設している場合、家庭ごみと事業所ごみの見分けがつかないようにごみ集積場の区分をしてください。